

改正

平成28年3月25日告示第46号

平成31年1月29日告示第1号

令和2年9月25日告示第144号

令和3年8月31日告示第144号

山武市自主防災組織設置促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条第2項の規定による自主防災組織（以下「組織」という。）の育成を図るため、災害対策活動用資機材等を購入する組織に対し、山武市補助金等交付規則（平成18年山武市規則第53号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助の対象組織)

第2条 補助金の交付を受けることができる組織は、補助金を受けようとする年度の前々年度の4月1日以後に設立された組織で、自治会等を単位として設立された組織とする。

(補助対象となる経費等)

第3条 補助の対象となる経費及び補助金額については、別表のとおりとする。

2 補助金の交付は、一の組織につき1回に限るものとする。

(交付の申請)

第4条 規則第3条第1項の規定により補助金の交付を申請しようとする組織の代表者は、山武市自主防災組織設置促進事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 組織の規約
- (2) 組織の活動計画書
- (3) 組織の収支予算書
- (4) 資機材保管場所の位置図
- (5) 資機材等の購入に係る見積書
- (6) その他市長が認めるもの

(交付の決定)

第5条 市長は、規則第4条の規定により補助金の交付を決定したときは、山武市自主防災組織設置促進事業補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第6条 市長は、補助金の交付を決定する場合においては、次の条件を付するものとする。

- （1） 資機材等の購入内容を変更する場合においては、市長の承認を受けること。
- （2） 資機材等の購入を中止し、又は延期する場合においては、市長の承認を受けること。
- （3） 購入後の資機材等に係る消耗品の補充、修繕等は、組織の負担により行うこと。

（実績報告書）

第7条 規則第13条の規定により実績報告をしようとする組織の代表者は、山武市自主防災組織設置促進事業補助金実績報告書（別記第3号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- （1） 収支決算書
- （2） 契約書の写し
- （3） 納品書の写し
- （4） 領収書の写し
- （5） 資機材等の写真
- （6） その他市長が認める書類

（額の確定）

第8条 規則第15条の規定による補助金の額の確定は、山武市自主防災組織設置促進事業補助金額の確定通知書（別記第4号様式）により申請者に通知するものとする。

（交付の請求）

第9条 規則第16条の規定により補助金の交付を請求しようとする組織の代表者は、山武市自主防災組織設置促進事業補助金交付請求書（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（概算払の請求）

第10条 規則第17条の規定により概算払による補助金の交付を請求しようとするときは、山武市自主防災組織設置促進事業補助金概算払請求書（別記第6号様式）を市長に提出しなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

(山武市自主防災組織防災用資機材助成要綱の廃止)

2 山武市自主防災組織防災用資機材助成要綱(平成21年山武市告示第123号)は、廃止する。

附 則(平成28年3月25日告示第46号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成31年1月29日告示第1号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年9月25日告示第144号)

この告示は、公示の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別表(第3条関係)

補助対象経費	携帯用無線機、携帯ラジオ、消火器、バケツ、防水シート、土のう、AED、担架、救急セット、シート、ロープ、ヘルメット、可搬式発電機、投光器、炊飯設備、組立テント、非常食、毛布、くみ上げ式ポンプ、防災備蓄倉庫、既存の施設を防災備蓄倉庫として使用するための改修費その他市長が認めるものの購入費
補助金額	実費又は400,000円のいずれか少ない額